

# 高校生等奨学給付金の申請について

申請資格及び収入基準をご確認の上、対象となる場合は申請書類を提出してください。

## 通常分

- ・生活保護（生業扶助）を受給している
- または保護者等全員の「県・市民税所得割額」が非課税の場合  
→ 対象となりますので、申請書や必要書類（通常分）を提出してください。

## 家計急変分

- ・家計急変により、保護者等全員の収入見込額合計が非課税相当になる場合  
→ 対象となりますので、申請書や必要書類（家計急変分）を提出してください。

## 提出期限

**通常分** の対象となる場合 令和6年7月10日（水）厳守

**家計急変分** の対象となる場合

家計急変の事由発生日が

令和6年7月1日以前の場合

令和6年7月10日（水）厳守

令和6年7月2日以降の場合

隨時受付

※ **通常分** 及び **家計急変分** どちらにも該当しない場合は、対象外です。

※ 提出期限までに提出がない場合は、「申請しない」とさせていただきます。

兵庫県立洲本高等学校

## 目 次

・ <b>通常分</b>	高校生等奨学給付金のご案内	1
・ <b>通常分</b>	高校生等奨学給付金の申請手続きについて【提出書類】	2
・ <b>家計急変分</b>	高校生等奨学給付金(家計急変支援)のご案内	3
・ <b>家計急変分</b>	高校生等奨学給付金の申請手続きについて【提出書類】	4
・ <b>共 通</b>	高校生等奨学給付金 対象確認シート	5
・ <b>共 通</b>	高校生等奨学給付金 Q&A	6
・ <b>共 通</b>	高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について	7
・ <b>共 通</b>	税の申告手続きのお願い	8
・ <b>共 通</b>	留意事項／記入上の注意	9
・ <b>通常分</b>	高校生等奨学給付金受給申請書(記入例)	11
・ <b>家計急変分</b>	高校生等奨学給付金受給申請書(記入例)	13
・ <b>共 通</b>	個人番号カード(写)等貼付台紙(記入例)	15
・ <b>共 通</b>	扶養誓約書(記入例)	16

通常分

令和6年度 高校生等奨学給付金のご案内

- 授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- 給付金は年1回給付されます。毎年申請手続が必要です。
- 授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

**申請資格のある方**（以下のすべてにあてはまる方）

- 令和6年7月1日現在、保護者等が兵庫県内に在住している  
(県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください)
- 平成26年度以降に入学した生徒が、令和6年7月1日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上  
給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

**収入基準**（以下のどちらかにあてはまる方）

- 令和6年7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給している世帯
- 令和6年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

**給付額**（1人あたり年額・年1回のみ）

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円	—
非課税世帯（第1子）	122,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯（第2子）	143,700円		

**申請時期・方法**

- 兵庫県内の学校に在学する方  
6月以降に在籍する学校から案内があります。学校を通じて手続をしてください。
- 兵庫県外の学校に在学する方  
6月以降に兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページを通じて案内します。

**給付予定期**

令和6年9月～11月頃

申請書類の提出時期、受理・審査の状況によって、遅れる場合があります。

**注意事項**

- 学校の定める日までに書類提出できない場合、支給決定できませんので、提出期限を厳守してください。
- 保護者等が令和6年1月1日現在海外在住等で所得が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

**問合せ先**

兵庫県立洲本高等学校 事務室 TEL 0799-22-1550

## 高校生等奨学給付金の申請手続きについて

通常分・県内学校

### 【提出書類】

○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分	申請区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯			非課税世帯			備考
		全日制・定時制 第1子	通信制 第2子	専攻科	通信制 ②	③・④	⑤	
1 高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	表裏両面あります ・消せない筆記具で記入してください
2 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書	○ (様式2)	—	—	—	—	—	—	福祉事務所に発行を依頼してください ※7月1日以降に発行されたもの(7月1日現在の受給が確認できるもの) ※福祉事務所の所定の証明書で代用可
3 個人番号カードの写し等又は 令和6年度 課税・非課税証明書	—	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	【個人番号カードの写し等の場合】(専攻科以外) ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる被認証を希望される方で、 以前に、高校生等奨学給付金の申請のため個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬以降市区町村で発行されます。 令和6年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー ・保護者等全員分(控除対象配偶者も含む)が必要です
4 個人番号カード(写)等貼付台紙	—	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	—	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
5 生徒本人について記載した扶養誓約書	—	○ (様式3)	—	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	扶養者と生徒本人について記載してください
6 生徒本人と兄弟姉妹について記載した 扶養誓約書	—	—	○ (様式3)	—	○ (様式3)	—	—	扶養者と生徒本人及び中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記載 してください
7 兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	—	△	—	—	—	—	兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8 委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者がが負担する学校徴収金との相殺を希望する場合
9 制服の再購入に係る誓約書	—	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であつて、 再度、制服の購入が必要である場合

※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 令和6年7月10日(水) 期限を厳守してください。

【提出・連絡先】 兵庫県立洲本高等学校 TEL 0799 - 22 - 1550

## 家計急変分

### 令和6年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- 保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度が設けられました。
- 授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- 給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- 授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続が必要です。

#### 申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- 申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している  
(県外在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください)
- 平成26年度以降に入学した生徒が、申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- 申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- 令和6年度の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でない

#### 収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,216,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満	6人世帯	3,704,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満	7人世帯	4,140,000円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

#### 給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- 7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める日までに書類提出した場合

	全日制・定時制	通信制・専攻科
非課税世帯（第1子）	122,100円	50,500円
非課税世帯（第2子）	143,700円	

- 7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び学校が定める日以降に書類提出した場合

申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

$$122,100円 \times 6月 (10~3月) / 12月 = 61,050円$$

#### 注意事項

家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

## 高校生等選学給付金の申請手続きについて

家計急変分・県内学校

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください

書類区分	申請区分	非課税世帯		備考
		全日制・定時制	通信制	
1 高校生等選学給付金 受給申請書	○ (様式1)	○ (様式1)	○ (様式1)	・表裏両面あります。 ・消せない筆記具で記入してください。
2 个人番号カードの写し等又は 令和6年度 課税・非課税証明書	○ ※1	○ ※1	○ ※1	【個人番号カードの写し等の場合】(事務科以外) ・様式4に個人番号カードの写し等を貼り付けて提出 ※1 マイナンバーによる税情報確認を希望される方で、 以前に、高校生等選学給付金の申請のために個人番号カードの写し等を提出したことがない場合 【課税証明書等の場合】 ・6月中旬頃市區町村で発行されます。 ・令和6年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分(控除対象配偶者も含む)が必要です
3 個人番号カード(写)等貼台紙	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	個人番号カードの写し等を初めて提出する場合
4 家計急変についての申立書	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	離職票や解雇通知書、廃業等届出などを添付してください
5 家計急変事由や収入状況の確認書類	○	○	○	・保護者等全員分の収入状況確認書類が必要です
6 扶養親族全員について記載した扶養誓約書	○ (様式13)	○ (様式13)	○ (様式13)	・扶養者と被扶養者全員について記載してください
7 兄弟姉妹の受給申請書の写し	—	△	—	・兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
8 委任状	△ (様式7)	△ (様式7)	△ (様式7)	・学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合
9 制服の再購入に係る誓約書	△ (様式14)	△ (様式14)	△ (様式14)	・着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合

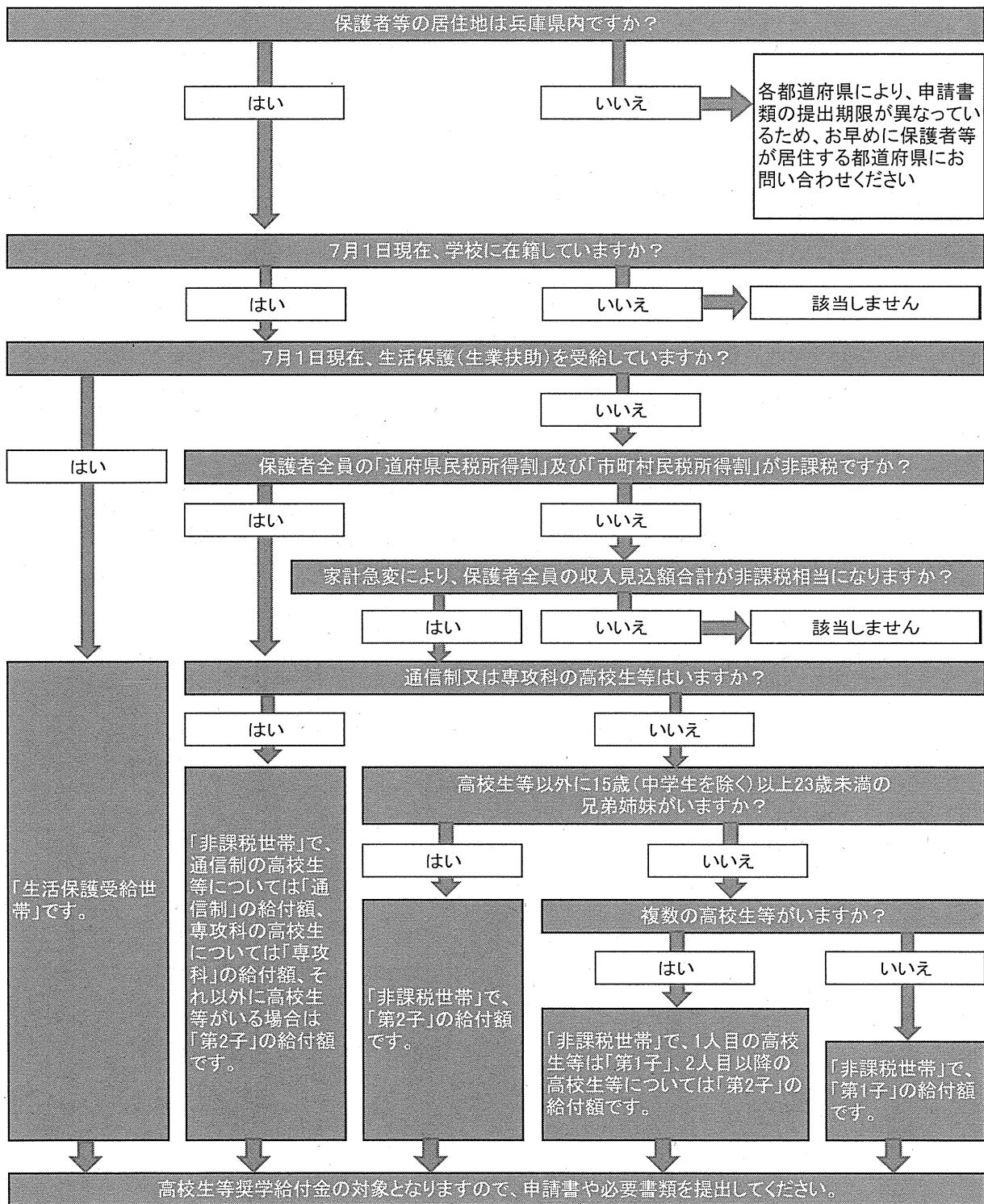
※2 上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 家計急変の事由発生日が令和6年7月1日以前の場合  
" 令和6年7月10日(水) 期限を厳守してください。  
令和6年7月2日以降の場合  
随时受付

【提出・連絡先】 兵庫県立洲本高等学校 TEL 0799-22-1550

【7月1日時点認定】

## 高校生等奨学給付金 対象確認シート



### 給付額について(年額)

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円	—	—
非課税世帯(第1子)	122,100円	142,600円		50,500円	52,100円	50,500円
非課税世帯(第2子)	143,700円	152,000円			52,100円	

※第1子、第2子は必ずしも年齢順にする必要はありません。

※7月2日以降に家計が急変し、申請した場合は、申請した月の翌月(申請日が月の初日の場合は申請した月)以降の月数に応じて算定した額となります。(上記の年額より少ない額になります。)

【申請者用】

## 高校生等奨学給付金 Q & A

### Q1 対象となる高校生等とは？

- A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。
- ・国公私立の高等学校
  - ・高等教育学校後期課程
  - ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
  - ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(告示で指定)
  - ・高等専門学校(1~3学年)
  - ・専修学校(高等課程)

### Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

- A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

○課税証明書(市町村役場で発行)

○市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)

○住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

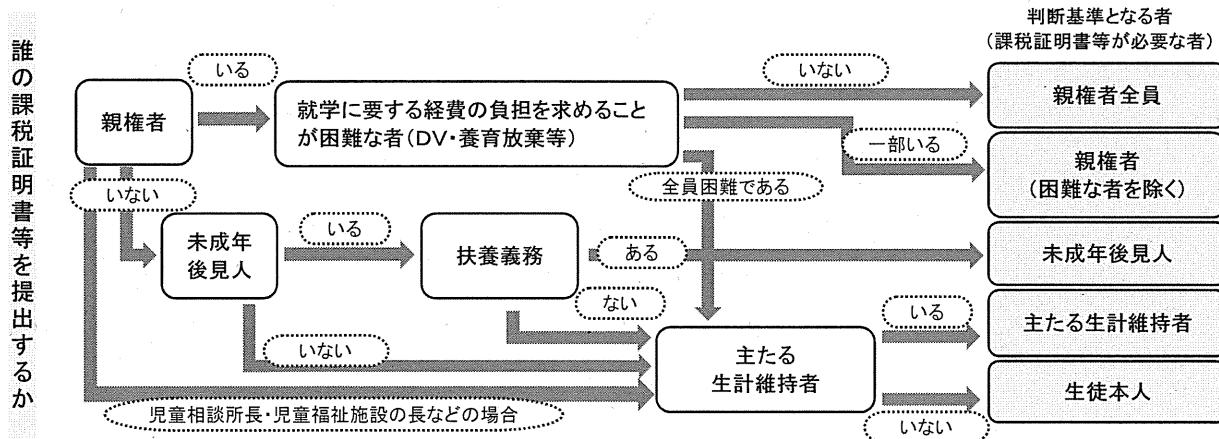
	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

### Q3 個人番号カードの写し等又は、課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

- A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等のものは不要です。

親権者が父母の場合は、父母2名分を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、所得確認ができないため、市町村役場にて申告をしてください。



### Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

- A4 収入基準を満たし、かつ申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

### Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

- A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は支給対象外です。

### Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

- A6 基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。

7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

### Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

- A7 給付金は基準日(7月1日)(※)時点で判断します。

そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

### Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

- A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。

申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。

令和6年7月

生徒・保護者等のみなさまへ

## 高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

兵庫県教育委員会では、高校生等奨学給付金の認定にあたり、マイナンバーを利用して税情報の確認等を行います。

マイナンバーを提出して認定を受けることにより、次回以降の申請の際、原則として課税証明書等の提出が不要となります。

申請に際して、マイナンバーによる税情報確認を希望される方は、下記のとおり提出をお願いします。

### ○提出していただく方

高校生等奨学給付金の申請（税情報の確認）を希望する生徒で、非課税世帯の保護者等

- ・親権者（基準日時点で生徒が成人に達している場合は主たる生計維持者）がいる場合

　親権者全員分（2名の場合は、控除対象配偶者を含む両方とも）

- ・親権者がいない場合

　未成年後見人、または生徒の生計をその収入により維持している者、または生徒本人  
※授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金で既に提出されていても、提出が必要です。

※高校生等奨学給付金の申請のために以前に提出されている場合は、再度の提出は不要です。

※兄弟姉妹がいる場合は、それぞれで提出してください。（片方の省略不可）

※生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる税情報の照会は行いませんので、

　生活保護（生業扶助）受給証明書のご提出をお願いします。

### ○提出するもの

①個人番号カード（写）貼付台紙…記入例を参考に太枠の箇所に記入してください

②下記のうちいずれか一つ

- ・個人番号カードの写し………①に貼付けてください

・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・個人番号通知カードの写し…①に貼付けてください

※通知カードの記載事項に変更がない場合、又は令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

③提出用封筒…名前等を記入し、提出物を入れて、必ずのり等で封をしてください

### ○その他留意事項

- ・マイナンバーを提出された場合でも、税の申告状況によっては、後日課税証明書等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ・申請しない場合や、マイナンバーによる税情報の確認を希望されない場合は、提出不要です。  
今後予定を変更し、申請することになった場合は、その際にマイナンバーを提出してください。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、  
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、  
マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になります  
ので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた  
市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員が非課税であるこ  
とを確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申  
告手続きが必要です。

ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる  
税情報確認を行いませんので、マイナンバーの提出や税の申告は必要あり  
ません。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいいたし  
ます。

## 留 意 事 項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に給付金を受給した場合は、返還を求められるとともに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

## 記 入 上 の 注 意

**【高校生等】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在在学する高等学校等について、記入して下さい。また、過去に在学した高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校について、全ての項目を記入してください。
- ロ 「在学中に給付金を受給した回数」の欄には、現在校でこれまでに給付金を受給した回数を記入してください。また、現在校とは別に、過去に在学した学校で受給したことがある方は、その回数も記入してください。

**【申請区分】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、該当する申請区分に「○」印を付けてください。

**【受領方法】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 給付金の受領を学校長に委任することができます。その場合は、別途、委任状（様式7）を提出してください。（学校は、給付金を代理受領し、保護者等が負担するべき学校徴収金と相殺します。）
- ロ 給付金の振り込みを希望する金融機関の口座（申請者又は対象となる高校生等の名義の口座に限る）を正確に記載してください。

**【課税証明書等】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により  
親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと  
された未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 1月1日現在に海外在住等のため、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合は、給付対象外です。
- ハ 生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）がいるかどうかについては扶養誓約書（様式13）により確認します。
- （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 二 添付書類として記載された書類以外に、学校等から証明書類の提出の求めがあった場合は、その書類を添付してください。

**【扶養親族等の状況】**の欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒本人、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記入してください。  
家計急変による申請の場合は、保護者等以外の扶養親族全員を記入してください。

※15歳以上（中学生は除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯については、生徒本人及び兄弟姉妹について記載した扶養誓約書（様式13）を提出してください。家計急変による申請の場合は、扶養親族全員について記載した扶養誓約書（様式13）を提出してください。  
※生徒本人以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、高校生等奨学給付金の申請内容（申請の有無及び申請額）を記入してください。  
※申請有の場合は、生徒本人以外の高校生の申請書の写し（両面）を添付してください。



様式 1-1

兵庫県立洲本高等学校長 様

## 記入例:通常分

令和 6 年 7 月 1 日

## 高校生等奨学給付金受給申請書

提出日(7月1日以降の日付)を記入してください。

※はじめに、次の5点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
- 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等の5項目を確認しチェックを付けてください。  
(母子生活支援施設の高) 所施設措置費(見学旅費又は特別育成費  
(チェックがない場合は支給できません)りません。
- 過去に在籍していた高等<sup>校</sup>(チェックがない場合は支給できません)記載の内容について、該当校に兵庫県から確認することを了承します。

## 【1】申請内容

 通常分(基準日: 7月1日) 家計急変分(基準日: 月1日)

## 【2】保護者等

	名 前		生年月日	生徒との続柄	課税地(その年の1月1日現在の住所)			
① (申請者)	(ふりがな) ひょうご たろう		(昭和 平成 西暦) 50年 7月 10日	父	兵庫	都道 府県	神戸	市区 町村
	兵庫 太郎				神戸	神戸	神戸	
②	(ふりがな) ひょうご はなこ		(昭和 平成 西暦) 52年 12月 20日	母	兵庫	都道 府県	神戸	市区 町村
	兵庫 花子				神戸	神戸	神戸	
①申請者の住所 (基準日現在)	〒 650 - 8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1							
電話番号	自宅	000-000-0000		携帯	000-0000-0000			

## 【3】高校生等

名 前		(ふりがな) ひょうご じろう		生年月日	昭和 平成 西暦 19年 6月 1日					
		兵庫 二郎								
現 高等 学校 等 在 学 す る	名 称	兵庫県立洲本高等学校		設置区分	国公立	課程区分	全日制	定時制・通信制		
	入学年月日	(平成 令和) 5年 4月 1日		これまで在学中に 給付金を受給した回数		なし <input type="checkbox"/>	1回 <input checked="" type="checkbox"/>	2回 <input type="checkbox"/>	3回 <input type="checkbox"/>	4回 <input type="checkbox"/>
過去 高等 学校 等 在 学 し た	名 称	立 学校		設置区分	□ 国公立 □ 私	現在校で受給した回数です。 例では昨年度1学年時に受給しているとして、明 1回に印しています。				
	在学期間	日 日	~	年 日	在学中に給付金を 受給した回数					
現在在籍している学校以外に過去に在籍していた高等学校等がある場合は、 学校の名称・設置区分・課程区分・在学期間・給付金の受給回数を記入。										

## 【4】申請区分

世帯状況		給付額	申請区分	
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している。				
道府県民税所得割 及び市町村民税所得割が非課税(0円) 世帯である。	全 日 制 定 時 制  通 信 制	下記以外の場合	世帯状況や兄弟姉妹の状況に応じて、 該当する申請区分に○を記入。	
		以下のいずれかに該当する場合 ・2人目以降の高校生等 ・高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	143,700円	③ ○
		通信制の高校生等	50,500円	④

※通信制に通学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、  
用する。※7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者についての給付額は、  
に応じて算定した額。

給付金の受領方法について、希望する方に□を入れます。

学校が代理受領することを希望する場合は、委任状(様式7)を別途提出してください。  
(代理受領された給付金は、授業料以外の教育費と相殺することができます。)

また、代理受領を希望しない場合は、下記に振込先を記入します。

(ただし、振込先は、申請者または生徒本人の口座名義に限ります。)

【5】受領方法(希望する受領方法に「」) 給付金の受領を他人に委託します。 → 委任状(様式7)を提出してください。 中請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込 希望 口座	ワガナ ミツイシモ 銀行 金融機関名 三井住友 信用金庫 農 協	ミツイ 支店 三井 支店	1 普通・総合 2 当座 3 資蓄 4 その他( )	口座番号 0 1 2 3 4 5 6
銀行コード 0 0 0 9	支店番号 1 2 3	ワガナ 口座名義 兵庫 太郎	ヒヨウゴ タロウ	

認定番号(※学校で記入します。)

2 0 2 - 0 2 - 1 0 1 - 0

学年	クラス	出席番号
2	1	10

## 【6】保護者等の収入の状況について

該当する□に✓を入れ、必要な書類を提出してください。

## 記入例：通常分

## (1)生活保護(生業扶助)の受給状況について

<input type="checkbox"/>	7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144条）第36条の規定による生業扶助を受給しているため、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）または、生活保護受給証明書を提出します。 →記載項目は以上です
<input checked="" type="checkbox"/>	基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144条）第36条の規定による生業扶助を受給していません。 → [6] (2)及ぶ 該当する方に□ 該当する項目に□ 以前に個人番号の写し等（様式4）を提出済みであれば、再度の提出は不要のため、「～今回は添付しません。」に□

## (2)保護者等の状況及び提出書類について

- 次の者の個人番号カードの写し等（様式4）を、今回初めて提出します。
- 次の者の個人番号カードの写し等（様式4）については、以前に提出済みですので、今回は添付しません。
- 次の者の課税証明書等を添付します。

生徒が未成年（18歳未満）の場合		
①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、親権者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（　）名分（複数選択されている場合は全員分） ※未成年後見人が、法人である場合又の者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している ・親権者、未成年後見人が存在しない場合
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年		
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者（両親等）2名分
⑥	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者 ・主たる生計維持者が2名存在するが、1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ・未成年の時点から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
生徒が入学時点で成人に達している、または①～⑥に該当しないが、主たる生計維持者が存在する場合		
⑦	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分
生徒が成人・未成年に関わらず、本人が自分で生計を維持している場合		
⑧	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。		

## 【7】扶養親族等の状況（生業扶助受給世帯は記入不要です。）

生徒本人、生徒本人以外の扶養親族等（中学生は除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記載の上、□に✓を入れてください。（中学生は除く）  
※必ずこちらに□に✓を入れてください。の場合は、保護者等以外の扶養親族全員を記載）

- 保護者①又は②が、基準日現在、下の表に記載の者を扶養しています。

続柄 ※注1	名前	生年月日（年齢） ※注2	職業・学校名・学年等	奨学給付金の申請の有・無	申請額
本人	兵庫 二郎	H19年6月1日（17歳）	兵庫県立○○高校・2年	有	143,700 円
兄・弟 姉・妹	兵庫 一郎	H18年4月2日（18歳）	神戸市立△△高校・3年	有・無	122,100 円
兄・弟 姉・妹				・無	円
兄・弟 姉・妹				無	円

中学生以下の弟妹は、記入不要です。

令和6年7月1日現在の年齢を記入してください。

※注1 続柄欄は、対象者として記入してください。

※注2 年齢欄は、基準日現在で記入してください。

”有”的場合は、兄弟姉妹の学校に提出する申請書の写(両面)を添付してください。

## 添付書類について申請前に再

- ・共通で提出する書類
  - 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
  - 扶養誓約書（様式13）
- ・申請区分③の場合
  - 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について記載した扶養誓約書（様式13）
  - （2人目以降の高校生等の場合）兄弟姉妹の奨学給付金申請書の写し
- ・家計急変の場合
  - 家計急変についての申立書（様式12）
  - 家計急変後の収入状況確認書類（離職票、給与支払見込証明書、収入申告書 等）
  - 被扶養者全員について記載した扶養誓約書（様式13）

・長に給付金の受領を希望する場合  
□ 委任状（様式7）

・兵庫県外の高等学校等に在学している場合  
□ 世帯全員の住民票記載事項証明書

・着用が義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合  
□ 罹災証明書等

□ 制服の再購入に係る誓約書（様式14）

様式 1-1

兵庫県立洲本高等学校長様

## 記入例: 家計急変分

令和 6 年 10 月 5 日

## 高校生等奨学給付金受給申請書

提出日を記入してください。

※はじめに、次の5点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
- 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等の5項目を確認しチェックを付けてください。  
(母子生活支援施設の高齢者)
- 過去に在籍していた高等専門学校(チェックがない場合は支給できません)

所施設措置費(見学旅費又は特別育成費)  
りません。

記載の内容について、該当校に兵庫県から確認することを了承します。

## 【1】申請内容

 通常分(基準日: 7月1日) 家計急変分(基準日: 11月1日)

## 【2】保護者等

(①) (申請者)	名前	生年月日	家計急変の時期及び申請日により、基準日が異なります。 ・7月1日以前に家計急変した場合→基準日: 7月1日 ・7月2日以後に家計急変した場合→基準日: 申請日の翌月1日 (ただし、申請日が月の初日である場合は、申請月の1日)	所 市 区 町 村
	(ふりがな) ひょうこ たろう <b>兵庫 太郎</b>	(昭和 平成 西暦) 50年		
(②)	(ふりがな) ひょうこ はなこ <b>兵庫 花子</b>	(昭和 平成 西暦) 52年1月	※記入例の場合は、10月5日申請のため、11月1日基準日となります。	市 区 町 村
①申請者の住所 (基準日現在)	〒 650 - 8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1			
電話番号	自宅	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

## 【3】高校生等

名前	(ふりがな) ひょうこ じろう	生年月日	昭和 平成 西暦 19年 6月 1日	所 市 区 町 村					
	<b>兵庫 二郎</b>								
現 在 在 学 す る	名 称	兵庫県立洲本高等学校	設置区分	国公立	課程区分	全日制	定時制・通信制		
過去 に 在 学 し た	入学年月日	平成 令和 5年 4月 1日	これまで在学中に 給付金を受給した回数	なし <input checked="" type="checkbox"/>	1回 <input type="checkbox"/>	2回 <input type="checkbox"/>	3回 <input type="checkbox"/>	4回 <input type="checkbox"/>	不明 <input type="checkbox"/>
在学期間	名 称	立 学 校	設置区分	国公立	通信制				
	現在校で受給した回数です。	在学中に給付金を受給した回数	回	不明 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

現在在籍している学校以外に過去に在籍していた高等学校等がある場合は、  
学校の名称・設置区分・課程区分・在学期間・給付金の受給回数を記入。

## 【4】申請区分

世帯状況		給付額	申請区分
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している。		32,300円	①
道府県民税所得割 及び市町村民税所得割が非課税(0円) 世帯である。	全日制 定時制	下記以外の場合 以下のいずれかに該当する場合 ・2人目以降の高校生等 ・高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	世帯状況や兄弟姉妹の状況に応じて、 該当する申請区分に○を記入。
	通信制	通信制の高校生等	143,700円 ○
		50,500円	④

※通信制に通学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、  
用する。※7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者についての給付額は、  
に応じて算定した額。

給付金の受領方法について、希望する方に□を入れます。

学校が代理受領することを希望する場合は、委任状(様式7)を別途提出してください。  
(代理受領された給付金は、授業料以外の教育費と相殺することができます。)

また、代理受領を希望しない場合は、下記に振込先を記入します。

(ただし、振込先は、申請者または生徒本人の口座名義に限ります。)

【5】受領方法 (希望する受領方法に「✓」を付けてください。)
 給付金の受領を委託します。 → 委託状(様式7)を別途提出してください。
 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込 希望 口座	名 称	三井住友	支店番号	預 金 種 別	普通・総合 当座 貯蓄 その他( )	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
	金融機関名	銀行印 農業 協同	三井 支店	支店番号	1 2 3	口座名義	ヒヨコ タロウ <b>兵庫 太郎</b>
銀行コード	0 0 0 9	支店番号	1 2 3				

認定番号(※学校で記入します。)

2 0 2 - 0 2 - 1 0 1 - 0

学年  
2  
クラス  
1  
出席番号  
10

## 【6】保護者等の収入の状況について

該当する□に✓を入れ、必要な書類を提出してください。

## (1)生活保護(生業扶助)の受給状況について

<input type="checkbox"/>	7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条等就学費)受給証明書(様式2)または、生活保護→記載項目は以上です	内容を確認し、□に✓を入れてください。 ・7月1日以前に家計急変した場合→基準日:7月1日 ・7月2日以後に家計急変した場合→基準日:申請日の翌月1日 (ただし、申請日が月の初日である場合は、申請月の1日)	等学校
<input checked="" type="checkbox"/>	基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条等就学費)受給証明書(様式2)または、生活保護→ → [6] (2)及び(4)へ	※記入例の場合は、10月5日申請のため、11月1日基準日となります。	

## (2)保護者等の状況及び提出書類について

次の者の個人番号カードの写し等(様式4)を、今回初めて提出します。次の者の個人番号カードの写し等(様式4)については、以前に提出済みですので、今回は添付しません。次の者の課税証明書等を添付します。

生徒が未成年(18歳未満)の場合		こちらに該当するのは下記のようなケースです。 ・DV・養育放棄・児童虐待のため、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合 ・失踪により接触することができない場合 ・離婚協議中かつ別居中であり、課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合
①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(両親) 2名分	
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、親権者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人( )名分(複数選択されている場合は全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又の者を除く。	①~⑧までのうちいずれか1つに□してください ※令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、申請時点での該当するケースをよくご確認ください。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している ・親権者、未成年後見人が存在しない場合	・生徒が未成年(18歳未満)の場合…①~④から選択 ・生徒が在学中に成人(18歳)したが、生計維持者(両親等)に変更がない場合 …⑤又は⑥から選択 ・入学時点での成人であるが、生計維持者が存在する場合、 生徒が在学中に成人後、生計維持者に変更があった場合 等 …⑦を選択
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者(両親等) 2名分	
⑥	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者 ・主たる生計維持者が2名存在するが、 1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ・未成年の時点から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑦	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分	
⑧	<input type="checkbox"/> 生徒本人 ・親権者、未成年後見人は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等	
<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。		

## 【7】扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入不要です。)

生徒本人、生徒本 内容を確認し、□に✓を入れてください。以上(中学生は除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記載の上、□に✓を入れてください。(※家計急変の場合は、保護者等以外の扶養親族全員を記載)保護者①又は②が、基準日現在、下の表に記載の者を扶養しています。

統柄 ※注1	名前	生年月日(年齢) ※注2	職業・学校名・学年等	奨学給付金の 申請の有・無	申請額
本人	兵庫二郎	H19年6月1日 (17歳)	兵庫県立○○高校・2年	有	59,875円
兄・弟 姉・妹	兵庫一郎	H18年4月2日 (18歳)	神戸市立△△高校・3年	有・無	50,875円
兄・弟 姉・妹	兵庫三郎	H22年5月3日 (14歳)	神戸市立□□中学校・2年	・無	円
兄・弟 姉・妹				・無	円

※注1 統柄欄は、対象高校生等を基準として記入下さい。

※注2 年齢欄は、其の記入してください。

保護者等以外の世帯全員を記入してください。  
(中学生以下の弟妹を含む)基準日現在の年齢を記入してください。  
(記入例の場合 11月1日)

"有"の場合は、兄弟姉妹の学校に提出する申請書の写(両面)を添付してください。

- 共通で提出する書類
  - 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
  - 扶養誓約書(様式13)

- ・学校長に給付金の受領を希望する場合
  - 委任状(様式7)

- 申請区分③の場合
  - 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について記載した扶養誓約書(様式13)
  - (2人目以降の高校生等の場合) 兄弟姉妹の奨学給付金申請

- ・兵庫県外の高等学校等に在学している場合
  - 世帯全員の住民票記載事項証明書

- ・家計急変の場合
  - 家計急変についての申立書(様式12)
  - 家計急変後の収入状況確認書類(離職票、給与支払見込証明書、収入申告書等)
  - 被扶養者全員について記載した扶養誓約書(様式13)

【6】(2)で、個人番号カードの写し等(様式4)について、「~以前に提出済みです。今回添付しません。」に□された場合は、「保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等」については□不要です。

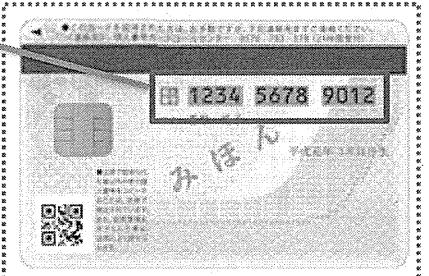
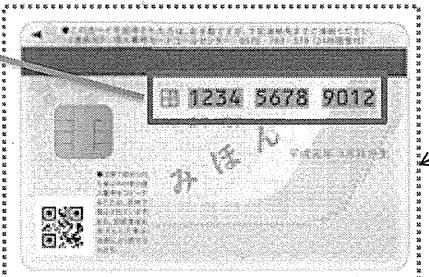
給

## 個人番号カード（写）等貼付台紙

高校生等奨学給付金の申請のため、保護者等の個人番号を **2** 名分提出します。

記入漏れがないようにしてください。

(個人番号カードの写し等を貼り付け、以下の空欄に記入してください)

生 徒	学校名			名 前		
	兵庫県立洲本高等学校			(フリガナ) ヒヨウゴ ジロウ		
	課程・学科等 <b>全日制・普通科</b>			兵庫 二郎		
	学年	組	出席番号	生年月日		
2	1	10	昭和 平成 西暦	19 年 6 月 1 日		
保護者等①	個人番号					
	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2			個人番号が記載されている面を上		
	名 前 (フリガナ) ヒヨウゴ タロウ			めくれたりはがれたりしないよう しっかりと貼り付けてください		
	兵庫 太郎 父					
	生年月日 昭和 平成 西暦 50 年 7 月 10 日					
	課税住所地 兵庫 都道府県 神戸 市区町村					
保護者等②	個人番号					
	1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2			個人番号が記載されている面を上		
	名 前 (フリガナ) ヒヨウゴ ハナコ			めくれたりはがれたりしないよう しっかりと貼り付けてください		
	兵庫 花子 母					
	生年月日 昭和 平成 西暦 52 年 12 月 20 日					
	課税住所地 兵庫 都道府県 神戸 市区町村					

しっかりと貼り付けてください。

消すことのできる筆記具は使用しないでください。

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

（※以下、学校において記入）

学校受付日

年 月 日

認定番号

2 0 2 - 0 2 - 1 0 1 - 0

※高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の両方に申請される場合は、それぞれ別々に提出してください。（1部で兼用することはできません。）

※氏名や住所等の変更事項が、個人番号の記載されている面の裏面に記載されている場合は、両面のコピーを貼り付けてください。

# 記入例

令和6年7月1日

## 扶養誓約書

兵庫県立洲本高等学校長 様

扶養者住所：**神戸市中央区下山手通5-10-1**扶養者名前：**兵庫 太郎**

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

①被扶養者名前 (高校生本人)	<b>兵庫 二郎</b>
①被扶養者の続柄※1	<b>子</b>
②被扶養者名前※2	<b>兵庫 一郎</b>
②被扶養者の続柄※1	<b>子</b>
③被扶養者名前※2	

**【被扶養者欄について】**

申請区分②または④の場合

⇒高校生等本人のみ

申請区分③の場合

⇒高校生等本人 + 扶養されている15歳以上23未満の兄弟姉妹

家計急変の場合

⇒被扶養者全員(高校生等本人、兄弟姉妹以外も含む)

妹